

議案第17号関連資料
明石市個人商店等緊急支援金事業について

個人商店等緊急支援金事業（以下「本事業」という。）は、2020年度に新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、休業等の理由により収入が減少するなどして事業の継続が困難になった個人商店等を緊急的に支援するため、一般財団法人明石市産業振興財団（以下「財団」という。）を通じて当該個人商店等に対して事業資金（家賃）の貸し付けを実施した事業です。

本事業の事業費については、財団との間で締結した「個人商店等緊急支援金事業に関する合意書」（2024年3月8日締結、2025年5月26日一部変更）に基づき、借受人の返還金から事務費を控除した額の返還を財団から受けることとなっており、2025年3月末の償還期間の満了に伴い、2025年10月29日に中間精算を行ったことから、歳入について補正予算を計上するものです。

1 事業の概要

実施主体	一般財団法人 明石市産業振興財団 ※市補助金による実施（貸付資金 200,000,000 円＋事務費 3,000,000 円）						
	実施期間 2020年4月21日～5月31日まで申請受付 ※国の持続化給付金（5月1日）、県の休業要請事業者経営継続支援事業（4月28日）が開始されたことから受付終了						
貸付対象事業者	次の2点を満たす事業者 (1) 市内に事業実態がある事業者 (2) 1店舗の家賃が500,000円以下である事業者						
	貸付条件	<table border="1"> <tr> <td>利子・担保</td> <td>無利子・無担保</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>23か月（当初12か月＋延長6か月＋再延長5か月）</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>最長36か月（令和2022年4月から償還開始）</td> </tr> </table>	利子・担保	無利子・無担保	据置期間	23か月（当初12か月＋延長6か月＋再延長5か月）	償還期間
利子・担保	無利子・無担保						
据置期間	23か月（当初12か月＋延長6か月＋再延長5か月）						
償還期間	最長36か月（令和2022年4月から償還開始）						
貸付限度額	500,000円以内（2店舗以上の場合は上限1,000,000円以内）						
貸付実績	貸付件数	584件					
	貸付総額	179,568,000円					
回収実績 (2025年9月30日現在) ※補正予算分	(1) 回収実績						
	件数	464件（回収件数/貸付件数＝79.5％）					
	金額	162,575,968円（回収額/貸付総額＝90.5％）					
	(2) 未回収状況						
	件数	120件（未回収件数/貸付件数＝20.5％）					
	金額	16,992,032円（未回収額/貸付総額＝9.5％）					

2 補正予算に係る精算内訳

(1) 市から財団への補助金

費目	内容	金額	備考
補助金	貸付資金	200,000,000円 [Ⓐ]	
	事務費	3,000,000円 [Ⓑ]	
合計 [Ⓐ] + [Ⓑ]		203,000,000円	

(2) 補助金の活用内訳

費目	内容	金額	備考
貸付金	584件	179,568,000円 [Ⓒ]	
事務費	システム利用料、人件費等	6,234,798円 [Ⓓ]	2020～2025年度
合計 [Ⓒ] + [Ⓓ]		185,802,798円	

(3) 財団から市への精算金

費目	内容	金額	備考
精算金	当初貸付資金の精算金 [Ⓐ] - [Ⓒ]	20,432,000円 [Ⓔ]	2020年6月25日入金済
	中間精算金(回収額- [Ⓓ])	156,341,170円 [Ⓕ]	2026年3月補正分 2025年10月29日入金済
合計 [Ⓔ] + [Ⓕ]		176,773,170円	

(4) 未回収金の内訳

内容	金額	内訳
未回収金 (120件)	16,992,032円	—
	4,368,516円	破産・相続放棄等のため(22件)
	12,623,516円	未回収額(98件)

3 今後の予定

- (1) 2025年度分の最終精算は2026年5月15日頃を予定(当初事務費等を含め4,000,000円程度)
- (2) 2026年度以降も回収額から事務費等を控除した額の精算を実施予定